

地域消費喚起対策事業補助金について

New !

市内の小売店、社交飲食店などで構成する団体などの、感染症拡大防止に配慮した、消費喚起や販売促進の取り組みを支援します。

なお、補助対象事業は、令和2年4月1日以降に取り組みされた事業を対象とします。

補助対象団体

小売店、社交飲食店などで構成する組合や団体、または、まちづくり、地域振興の活動団体のほか、複数事業者(5事業者以上)の連携体も対象となります。

補助対象事業と経費

感染症拡大防止に配慮した、消費喚起や販売促進の取り組みが補助対象事業となり、次の経費が対象となります。単にチラシを発行するもの、広告費などは、対象にはなりません。

- (1) キャンペーンなど販売促進のチラシ、広告などに係る経費
- (2) 感染症拡大防止に配慮したイベントに係る経費
- (3) ネット販売の強化に係る経費
- (4) その他新たに実施する消費喚起、販売促進の取り組み、実証実験経費など

補助対象外経費

- ・ 補助対象団体の人件費、謝礼、飲食経費、補助金など
- ・ クーポンなどのプレミアム経費、商品の割引経費など

補助額

- ・ 補助対象と認められる経費に対して10/10
 - ・ 補助限度額1団体あたり 1,500千円(複数事業の申請が可能です。)
- お問い合わせ先 商工労働課0152-44-6111 内線(292、339)

地域消費喚起対策補助対象経費の具体例

New !

感染症拡大防止に配慮した、消費喚起や販売促進の取り組みが補助対象事業となり、次の経費が対象となります。単にチラシを発行するもの、広告費などは、対象にはなりません。

(1) キャンペーンなど販売促進のチラシ、広告などに係る経費

- ・感染症の拡大防止に配慮した地域の消費喚起、販売促進を目的にしたキャンペーンを行う場合にチラシの製作・配布費、広告費、その他キャンペーンに係る直接経費が対象となります。
- ・備品購入費は対象外です。

(2) 感染症拡大防止に配慮したイベントに係る経費

- ・感染症の拡大防止に配慮した地域の消費喚起を目的にしたイベントを行う場合に、感染症対策費、会場設営・運営経費、チラシの製作・配布費、広告費、その他イベントに係る直接経費が対象となります。
- ・食材、商品などの原材料費や備品購入費は対象外です。

(3) ネット販売の強化に係る経費

- ・ネット販売を始める団体のホームページの作成、ネットショップ開設に係る初期費用
- ・ネット販売を取り組まれている団体の商品画像の製作費
- ・パソコン、カメラ、ビデオカメラなど備品購入費、ネット環境の整備費は対象外です。

(4) その他新たな取り組み

- ・団体における新たな詰め合わせ商品の販売に係るチラシの製作・配布費、広告費、梱包デザイン製作費。
- ・感染症の拡大防止に配慮した新しい取り組みについては、個別にご相談下さい。